

## ～砂利・岩石・土採取業の登録申請及び登録事項変更の届出に、県内にお住まいの方は、住民票の写しの添付が原則不要となります～

平成25年4月1日から、県内にお住まいの申請者等の住所や氏名の確認を住民基本台帳ネットワークシステムで行うことにより、砂利・岩石・土採取業の登録申請及び登録事項変更の届出に必要な書類が、以下のとおり変更となります。

### 1 変更となる事務の概要

砂利・岩石・土の採取を行う場合は、それぞれ採取業の登録を行う必要があります。このため、登録申請等を個人が行う場合の申請者、また、業務主任者等について、これまでは住民票の写しの提出により本人確認を行っていましたが、今後は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認を行います。

### 2 必要書類について

千葉県内の市町村に住民登録がある者は、住民票の写しの提出が不要となります。（千葉県内の市町村に住民登録がない場合は、これまでのとおり住民票の写しが必要になります。）

新	旧
<b>採取業の登録</b> <ul style="list-style-type: none"><li>申請者の住民票の写し（申請者が個人の場合） <u>（県の区域内に住所を有しない場合に限る）</u></li><li>業務主任者等の住民票の写し <u>（県の区域内に住所を有しない場合に限る）</u></li></ul> <b>採取業の登録事項の変更</b> <ul style="list-style-type: none"><li>業務主任者等の住民票の写し <u>（県の区域内に住所を有しない場合に限る）</u></li></ul>	<b>採取業の登録</b> <ul style="list-style-type: none"><li>申請者の住民票の写し（申請者が個人の場合）</li><li>業務主任者等の住民票の写し</li></ul> <b>採取業の登録事項の変更</b> <ul style="list-style-type: none"><li>業務主任者等の住民票の写し</li></ul>

※「業務主任者等」は、業務主任者（砂利採取法）・業務管理者（採石法）・現場責任者（千葉県土採取条例）のことをいいます。

### 3 お問い合わせ

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県商工労働部保安課資源対策室

電話 043-223-2735

FAX 043-227-3548

※平成25年4月1日から商工労働部産業振興課資源対策室となります。